

平成24年8月30日

平成24年第4回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 39 号	平成 23 年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第 40 号	平成 23 年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第 41 号	平成 23 年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第 42 号	平成 23 年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第 43 号	平成 23 年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第 44 号	平成 23 年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第 45 号	平成 23 年度宮代町水道事業会計決算の認定について	7
議案第 46 号	宮代町防災会議条例の一部を改正する条例について	8
議案第 47 号	宮代町災害対策本部条例の一部を改正する条例について	10
議案第 48 号	宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第 49 号	宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	14
議案第 50 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	16
議案第 51 号	宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	18
議案第 52 号	町道路線の認定について	20
議案第 53 号	指定管理者の指定について	21
議案第 54 号	久喜地区消防組合の規約変更について	22
議案第 55 号	久喜地区消防組合の解散及びこれに伴う財産処分について	24
議案第 56 号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	28

議案第57号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	29
議案第58号	平成24年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について	30
議案第59号	平成24年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	31
議案第60号	平成24年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	32
議案第61号	平成24年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	33
議案第62号	平成24年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	34
議案第63号	平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	35
議案第64号	平成24年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について	36

議案第39号

平成23年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

平成23年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成23年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計93億2,012万5,013円、歳出合計89億5,871万777円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第40号

平成23年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成23年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を
付けて認定に付する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成23年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計38億
6,138万6,633円、歳出合計37億5,580万115円とすることにつ
いて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第41号

平成23年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
平成23年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成23年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計21億1,193万2,336円、歳出合計20億6,062万8,921円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第42号

平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成23年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計3億841万9,882円、歳出合計3億619万2,211円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第43号

平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計10億5,831万4,516円、歳出合計10億3,539万9,427円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第44号

平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成23年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計5,426万1,351円、歳出合計4,861万6,484円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第45号

平成23年度宮代町水道事業会計決算の認定について

平成23年度宮代町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成23年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入7億2,310万4,066円(税抜き)、収益的支出6億7,359万2,637円(税抜き)、資本的収入5,884万7,500円(税込み)、資本的支出3億4,253万7,051円(税込み)とすることについて、地方公営企業法第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第46号

宮代町防災会議条例の一部を改正する条例について
宮代町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

災害対策基本法の一部改正に伴い、宮代町防災会議条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町防災会議条例の一部を改正する条例

宮代町防災会議条例（昭和39年宮代町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第3条第5項中「次の各号」を「次」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

第3条第6項中「及び第8号」を「、第8号及び第9号」に、「及び1人」を「、1人及び6人」に改め、同条第7項中「及び第8号」を「、第8号及び第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

宮代町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
宮代町災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

災害対策基本法の一部改正に伴い、宮代町災害対策本部条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町災害対策本部条例の一部を改正する条例

宮代町災害対策本部条例（昭和39年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

こども医療費の町内医療機関等の窓口払いを廃止するため、宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町こども医療費支給に関する条例（昭和48年宮代町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、町は、対象のこどもが、町長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、こども医療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた対象のこどもについて受給資格者に対してこども医療費の支給があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町こども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第49号

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

ひとり親家庭等の医療費の町内医療機関等の窓口払いを廃止するため、宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年宮代町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（支給の範囲）

第6条 町は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金に相当する額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責により過分の自己負担があるときは、その額についてはひとり親家庭等医療費の対象としない。

第7条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、町は、受給者が、町長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、ひとり親家庭等医療費を代わって当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対してひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第50号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

人事院規則の一部改正に準じ、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第20号中「骨髄液の」を「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髄移植のため」を「又は」に、「骨髄液を」を「骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年10月1日に白岡町を白岡市とする市制施行に伴い、宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例(平成2年宮代町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「白岡町」を「白岡市」に改める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

議案第52号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第1558号線	宮代町和戸5丁目2200番2地先	
		宮代町和戸5丁目2200番10地先	

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

宅地開発により帰属された道路を町道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第53号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 宮代町総合運動公園

施設の所在地 宮代町大字和戸1834番地

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 ミズノグループ

代表企業 美津濃株式会社

団体の所在地 大阪府中央区北浜4丁目1番23号

3 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

宮代町総合運動公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第54号

久喜地区消防組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、久喜地区消防組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

久喜地区消防組合の共同処理する事務の規定を改めること及び同組合が解散した場合の事務の継承に関して、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

久喜地区消防組合規約の一部を変更する規約

久喜地区消防組合規約（昭和51年県指令地第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第2号イ中「法律第149号）」の次に「、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）」を加える。

附則に次の1項を加える。

5 組合が解散した場合において、その事務の継承は、組合市町の協議により定める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

議案第55号

久喜地区消防組合の解散及びこれに伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、平成25年3月31日をもって久喜地区消防組合を解散すること及び同法第289条の規定により、同組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおりとすることについて、議決を求める。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

久喜地区消防組合を解散すること及びこれに伴う同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

久喜地区消防組合（以下「組合」という。）の財産処分を次のとおり定める。

1 久喜市に帰属させる財産

(1) 消防本部・久喜消防署敷地

	所在	地番	地目	地積(m ²)
1	久喜市上早見字本田	372 番 1	宅地	376.51
2	久喜市上早見字本田	373 番 1	宅地	85.54
3	久喜市上早見字本田	373 番 4	宅地	216.57
4	久喜市上早見字本田	374 番 1	宅地	399.01
5	久喜市上早見字本田	375 番 1	宅地	190.83
6	久喜市上早見字本田	376 番 1	宅地	83.51
7	久喜市上早見字本田	377 番 1	宅地	1,177.62
8	久喜市上早見字本田	378 番 3	宅地	152.39
9	久喜市上早見字本田	379 番	宅地	1,044.00
10	久喜市上早見字本田	380 番 1	宅地	1,835.01
11	久喜市上早見字本田	382 番 2	雑種地	16.00
12	久喜市上早見字新田	385 番 4	宅地	100.32
13	久喜市上早見字新田	385 番 5	宅地	105.70
14	久喜市上早見字新田	387 番 1	宅地	20.28
15	久喜市上早見字新田	387 番 3	宅地	8.95
16	久喜市上早見字新田	388 番 1	宅地	445.24
17	久喜市上早見字新田	388 番 2	宅地	34.77
18	久喜市上早見字新田	388 番 3	宅地	281.00
19	久喜市上早見字新田	388 番 4	宅地	0.75
20	久喜市上早見字新田	388 番 7	宅地	304.38
21	久喜市上早見字新田	389 番	宅地	409.00
22	久喜市上早見字新田	390 番 1	宅地	561.00
23	久喜市上早見字新田	391 番 1	宅地	865.00
24	久喜市上早見字新田	391 番 4	宅地	151.06
25	久喜市上早見字新田	393 番 6	宅地	191.59
26	久喜市上早見字新田	395 番 2	宅地	155.57
27	久喜市上早見字新田	395 番 3	宅地	9.42
28	久喜市上早見字新田	396 番	宅地	588.00
29	久喜市上早見字新田	397 番	宅地	485.00

30	久喜市上早見字新田	398 番 1	宅地	418.15
31	久喜市上早見字新田	400 番 7	宅地	189.51
32	久喜市上早見字新田	400 番 8	宅地	192.35
33	久喜市上早見字新田	400 番 9	宅地	285.65
34	久喜市上早見字新田	400 番 10	宅地	413.67
計				11,793.35

(2) 東分署敷地

	所在	地番	地目	地積(m ²)
1	久喜市吉羽二丁目	30 番 1	宅地	301.39
2	久喜市吉羽二丁目	30 番 2	宅地	699.20
計				1,000.59

(3) 鷺宮分署敷地 (次の表の100分の81に相当する持分とする。)

	所在	地番	地目	地積(m ²)
1	久喜市西大輪字向天王	2111 番 2	宅地	800.09
2	久喜市西大輪字向天王	2111 番 6	宅地	1,500.65
計				2,300.74

(4) 菖蒲分署敷地

	所在	地番	地目	地積(m ²)
1	久喜市菖蒲町新堀字菖蒲	964 番 1	宅地	1,507.84
2	久喜市菖蒲町新堀字菖蒲	964 番 8	宅地	152.15
計				1,659.99

(5) 栗橋分署敷地

	所在	地番	地目	地積(m ²)
1	久喜市栗橋字道下東	324 番 2	宅地	1,255.34
2	久喜市栗橋字道下東	327 番 2	宅地	568.44
計				1,823.78

(6) その他の土地

	所在	地番	地目	地積(m ²)
1	久喜市青毛二丁目	13 番 14	宅地	47.78

2	久喜市太田袋字皆代	11 番 1	雑種地	89.00
3	久喜市下早見字上万田	685 番 2	宅地	109.84
4	久喜市東大輪字浅間下	2081 番 1	宅地	840.21
5	久喜市菖蒲町台字北	1554 番 8	宅地	49.63
6	久喜市佐間字裏新田	1398 番 4	宅地	59.55
計				1,196.01

2 宮代町に帰属させる財産

(1) 宮代消防署敷地

	所在	地番	地目	地積(m ²)
1	宮代町大字須賀字前須賀	649 番 3	宅地	13.40
2	宮代町大字須賀字前須賀	649 番 4	宅地	242.38
3	宮代町大字須賀字前須賀	650 番 1	宅地	2,948.00
4	宮代町大字須賀字前須賀	651 番 3	宅地	184.90
計				3,388.68

(2) 鷲宮分署敷地 (次の表の100分の19に相当する持分とする。)

	所在	地番	地目	地積(m ²)
1	久喜市西大輪字向天王	2111 番 2	宅地	800.09
2	久喜市西大輪字向天王	2111 番 6	宅地	1,500.65
計				2,300.74

3 埼玉東部消防組合に帰属させる財産

前2項に掲げる財産以外の財産とする。ただし、組合解散後に組合が償還すべき地方債の元利償還金については、久喜市及び宮代町がその負担割合を協議のうえ、埼玉東部消防組合を経て支払う。

議案第56号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町学園台1丁目11番6号
- 2 氏 名 武 笠 正 明
- 3 生年月日 昭和41年7月15日
平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

現教育委員会の委員である武笠正明氏を引き続き教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第57号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町百間3丁目8番21号
- 2 氏 名 戸 田 加 代 子
- 3 生年月日 昭和18年12月21日
平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

現人権擁護委員である戸田加代子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第58号

平成24年度宮代町一般会計補正予算（第2号）について
平成24年度宮代町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。
平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動、共済負担金率の改定及び道仏地区土地区画整理事業等補助事業の採択、実施に伴い、平成24年度宮代町一般会計予算に2億9,115万6,000円を追加し、総額を93億6,595万4,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第59号

平成24年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
平成24年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前期高齢者交付金、前年度繰越金及び後期高齢者支援金の確定等に伴い、平成24年度宮代町国民健康保険特別会計予算に8,599万円を追加し、総額を41億8,736万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第60号

平成24年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
平成24年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、国県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の精算等に
に伴い、平成24年度宮代町介護保険特別会計予算に1億3,553万6,000
円を追加し、総額を22億5,129万6,000円とすることについて、地方自
治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第61号

平成24年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
平成24年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり
提出する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定及び一般会計繰出金の増額等に伴い、平成24年度宮代町後
期高齢者医療特別会計予算に335万8,000円を追加し、総額を3億
4,531万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規
定により、この案を提出するものである。

議案第62号

平成24年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
平成24年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり
提出する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定及び職員給与費等の予算の組替え等に伴い、平成24年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に2,149万7,000円を追加し、総額を9億8,961万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第63号

平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度繰越金の確定及び職員給与費等の予算の組替えに伴い、平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に571万2,000円を追加し、総額を5,356万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第64号

平成24年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について
平成24年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。
平成24年8月30日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

職員の人事異動及び共済負担金率の改定等に伴い、平成24年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を91万2,000円減額し、総額を6億4,376万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。